

本書は、令和6年 10 月時点において、鳥取県公式ホームページ(とりネット)に掲載しているものであり、今後、必要に応じて掲載内容を更新する場合がありますので、御注意ください。  
 また、変更届の様式は、とりネットからダウンロードしてください。  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>

## 測量等業務入札参加資格における変更届について(R7・8 認定)

測量等業務の入札参加資格を取得されている方で、以下に掲げる事項に該当する場合は、変更届及び該当する添付書類をTCAS※又は郵送のいずれかの方法にて速やかに提出してください。

変更事項	申請方法等 (当初申請と同方式で提出すること)		備考
	TCAS	持参、郵送	
○変更届及び添付資料	・システムを修正 ・添付資料欄に様式第 7 号と契約状況等貼付	・様式第7号(変更届) ・契約状況等	
○入札参加資格者 ・商号又は名称 ・所在地 ・代表者職氏名 ・電話番号、ファクシミリ番号	・システムを修正	・登記事項証明書(写し可) ・委任状(任意様式)  ・添付書類は不要	委任状は受任者がある場合のみ
○契約等の権限に関する受任者 ・営業所等の名称 ・営業所等の所在地 ・受任者職氏名 ・電話番号、ファクシミリ番号	・システムを修正	・委任状(任意様式)  ・添付書類は不要	//
○受任者を新たに設ける場合	・システムを修正	・委任状(任意様式) ・様式第3号(登録営業所一覧表)	//
○以下登録の更新・抹消 ・測量業者の登録 ・建築士事務所の登録	・システムを修正 ・添付資料欄に登録証等貼付	・各登録通知書の写し又は各登録証明書等の写し	
○希望業務の追加・削除 (建築関係建設コンサルタント業務のみ)	・システムを修正	・様式第2号(希望業務)	
○入札参加資格の取下げ ○希望業種の一部取下げ ○受任者の抹消	・システムを修正	・添付書類は不要	

### 【注意事項】

- 希望業種(測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務)の追加は、変更届によらず、別途入札参加資格審査申請が必要です。  
 なお、申請時期はあらかじめ定められていますので、御確認ください。
- 会社の合併又は分割、事業の譲渡、組織変更(個人から法人への変更)等があった場合には、資格の承継等の手続が必要となりますので、県土総務課までお問い合わせください。
- 委任状の期間は、入札参加資格の有効期間の末日(令和9年3月31日)としてください。
- 受付票の交付は行いません。郵送等の場合は必要に応じて受付票を持参するか、返信用の封筒又はハガキを同封してください。受付印を押印してお返しします。
- 認定期間の途中で TCAS と紙申請の変更はできません。

※TCAS: 鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム